

令和7年度 山形県障がい者施策推進協議会における主な意見等

1 開催日時 令和7年9月5日（金）午後1時55分から午後3時21分

2 開催場所 山形県自治会館 401 会議室

3 出席者

委員	安部 眞	（社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会 会長）
	有海 順子	（山形大学障がい学生支援センター 准教授）
	伊藤 順子	（山形県特別支援学校長会 前幹事）
	遠藤 暁子	（きょうされん山形支部 事務局長）
	神村 裕子	（一般社団法人山形県医師会 常任理事）
	小関 和夫	（一般社団法人山形県バス協会 専務理事）
	小関 紀枝	（一般社団法人山形県聴覚障害者協会 理事（兼）事務局長）
	佐藤 孝弘	（山形県市長会 会長）
		（代理 斎藤直樹 山形県市長会事務局長）
	篠原みゆ子	（山形県商工会議所女性会連合会 副会長）
	榛葉 杏子	（山形労働局職業安定部 部長）
		（代理 奥田宏樹 山形労働局職業安定部職業対策課長）
	鈴木 勝利	（特定非営利活動法人山形県視覚障害者福祉協会 会長）
	関原 瞳	（山形県医療ソーシャルワーカー協会 副会長）
	高橋 郁子	（一般社団法人山形県手をつなぐ育成会 副理事長）
	高橋紗央莉	（障害福祉サービス（多機能型事業所） 利用者）
	玉木 康雄	（社会福祉法人山形県社会福祉協議会 会長）
	二瓶 啓	（山形県精神保健福祉会連合会 幹事）
	原田江美子	（一般社団法人山形県建築士会 山形支部女性委員長）
	吉田 一斉	（山形県知的障害者福祉協会 会長）
	吉田 啓一	（山形県精神障がい者団体連合会 会長）
事務局	酒井 雅彦	（山形県健康福祉部長）
	小野田隆一	（山形県健康福祉部障がい福祉課長）
	高橋 育子	（同課 障がい者活躍・賃金向上推進室長）
	高橋 裕人	（同課 課長補佐（事業指導・医療的ケア児支援担当））
	長谷部耕二	（同課 障がい医療・難病対策専門員）
	橋本智香子	（同課 事業指導・医療的ケア児支援専門員）
	鈴木 悠香	（同課 主査）
	綿貫 修太	（同課 主査）
	澁谷 果歩	（同課 主任主事）
	武田 恵利	（同課 事務員）

武田 直樹 (山形県産業労働部雇用・産業人材育成課 雇用対策専門員)
大内慎之助 (山形県教育局特別支援教育課 課長補佐 (教育担当))
欠席者 椿原 和子 (山形市・県肢体不自由児者父母の会 会長)

4 会長の選任

山形県障がい者施策推進協議会条例第3条第1項の規定により、委員の互選により選出。

委員より玉木委員を推薦する声があがり、異議なく全会一致で承認され、玉木委員が会長に就任。職務代理者について、玉木会長が安部委員を指名。

5 協議事項

第6次山形県障がい者計画、第7期山形県障がい福祉計画及び第3期山形県障がい児福祉計画の実施状況及び施策展開について

6 配布資料

資料 1 第6次山形県障がい者計画 概要

資料 2 第6次山形県障がい者計画の実施状況等

参考資料 山形県障がい者施策推進協議会条例

7 協議内容

○ 児童発達支援センターや基幹相談支援センターの設置目標について

(委員)

- ・成果目標において全市町村での整備を目標としている児童発達支援センターや基幹相談支援センターといったものについては、人員や資格要件等の基準があるわけだが、小規模町村では人員の確保や養成に困難を抱えていると思われる。そういった小規模町村等の運営支援などは考えているか。

(委員)

- ・全市町村への設置という目標を達成するためにどのような方法を考えているか。

(事務局)

- ・市町村において、マンパワーや財政面で課題があることは承知している。全市町村での整備を目標としている児童発達支援センターや基幹相談支援センターについては、単独の市町村で設置が困難な場合には、圏域での設置も可能となっている。
- ・市町村を超えて、圏域で設置しているところもあるので、そういった事例をもとに助言などをしていきたい。

- ・未設置の市町村については、障害となっている部分をうかがい、協力できることについて協議していきたい。

○ 県の自立支援協議会を活用した市町村支援について

(委 員)

- ・県内の自立支援協議会は、すべての市町村で設置されている。市町村単独で設置するケースもあれば、圏域で設置しているケースもあるので、ぜひ同じ圏域ベースでの基幹相談支援センター等の設置を進めていただきたい。そのためにも、県の自立支援協議会から働きかけていくようなシステムを構築するといいいのではないかな。県の自立支援協議会の相談支援部会に加え、障がい者計画の推進や地域課題の解決のための部会の設置も今後検討しながら、県から地域へのテコ入れを進めていただきたい。

(事務局)

- ・県の自立支援協議会も含め、活用できるものは活用しながら進めてまいりたい。

○ 小学校、中学校、高等学校及び大学での精神疾患への理解促進について

(委 員)

- ・学校教育における精神疾患への理解促進が少ないと感じている。精神障がい者の6割が20代までに罹患すると家族会では認識している。小学校、中学校、高校での不登校や自殺等の問題解決には、心についての教育の充実が必要と思われる。
- ・ストレスへの対処がうまくできるようになるための教育が、結果的には偏見の解消につながるのではないかな。

(委 員)

- ・大学では、一般教養の中で精神障がいやストレスケアについて学ぶ授業があり、そういった授業を受けた学生が、学生相談室や障がい学生支援センターを利用する機会が増えている。こういった教育を学校教育の段階から進めることで理解啓発も進んでいくものと感じている。

(事務局)

- ・教育局では、障がい者への差別をなくすためのインクルーシブ教育などの取り組みを行っている。早い段階からの心の教育の必要性について、教育局にお伝えしていきたい。

○ 親のストレスケアについて

(委 員)

- ・子どもたちがストレスを抱えている場合、親もかなりのストレスを受けており、親をどのようにサポートするかという視点も必要。そうすると、学校教育の場でのみ捉えるのではなく、児童発達支援センターなど地域ぐるみで支援をしてくれる場があると、保護者は非常に安心でき、子どもたちのストレスの緩和にも繋がる。
- ・精神疾患は、ストレスの有無にかかわらず 20 代から 30 代ぐらいまでに不幸ながら発症する場合もあり、ストレスの解消やセルフケアだけでは解消できない問題があるという認識で、包摂的かつ包括的に地域で支援していくという視点を持っていただきたい。

(委 員)

- ・親御さんのケアという意味では、里親や不登校のお子さんを持つ方へのペアレントトレーニング的な支援も含めて、こども家庭福祉課と連携して進めていただきたい。
- ・福祉と教育や福祉と子育てといった壁を超えて、横断的な連携が本当に必要になってきている時代だが、県庁内での横断的連携の実現をお願いしたい。

(事務局)

- ・お子さんがストレスを抱えているときは、親御さんもストレスを抱えていることを踏まえて、地域ぐるみでの支援ができるように取り組んでいきたい。
- ・こども家庭福祉課とは所掌が重なる部分もあり、教育局との連携も含め、組織の壁を理由にせずに、さらなる連携強化を図っていきたい。

○ 選挙における障がい者への配慮について

(委 員)

- ・投票に関して、障がい者といってもいろんな特性をもっているため、投票所に入れない方もいれば、筆記ができない方もいる。それぞれの投票所において、障がい特性に応じた対応をしていただきたい。
- ・障がいを持つ有権者は相当数おり、その方たちの 1 票は大きい。選挙公約に関しても障がい者が理解できないものもあるため、障がい者への配慮について県選挙管理委員会から候補者に伝えてほしい。

(委 員)

- ・民主主義を考えたときに、投票権をしっかりと行使できる合理的配慮をしていただくということは非常に重要なことであり、投票所をどうデザインしていくかということは差別解消における重要なモデルになっていく。ぜひとも具体的に進めてほしい。

(事務局)

- ・アクセシビリティという点において、投票所での障がい者への配慮について認識していただく必要はあるため、機会を捉えて選挙管理委員会等にお話していきたい。

○ 教育と福祉の連携強化について

(委 員)

- ・インクルーシブ教育の推進や共生社会の推進という点では、福祉と教育の連携がますます重要になっている。教育と福祉の連携という面では、今年度、強度行動障がい支援者養成研修に教員の方に参加いただきありがたかった。引き続き教員の受講を進めてほしい。
- ・学校の管理職レベルの方に対し、福祉制度の理解や福祉と教育の連携の必要性を十分周知し、現場の教員が学んだ内容を発揮できるような体制を作してほしい。

(委 員)

- ・強度行動障がいについては特別支援学校でも課題となっており、苦しんでいる子どもに対し温かで適切な対応をとることができるための研修の必要性を管理職含め話題にしている。積極的に学んでいくことの重要性を共有していきたい。

(事務局)

- ・教育と福祉の連携の重要性については、重々承知している。それに加えて福祉・労働・医療・保健の関係者と連携し、小中高と長い目で切れ目なく支援していくことを大切にしている。
- ・令和7年5月に「管理職向け手引き」を作成し、教育と福祉の連携について周知を進めており、今後も研修の場、会議の場を通して、強度行動障がい支援者養成研修や保育所等訪問支援制度等についても、特別支援学校だけではなく小中高の管理職に対し積極的に伝えるよう努めていきたい。

○ 要配慮者避難体制の構築について

(委 員)

- ・要配慮者避難体制の構築等ということで、県で取り組んでいる障がいのある人への事前の体制整備について、具体的な方策やこれまでの実績等から得られていることがあれば教えてほしい。

(委 員)

- ・福祉避難所を作ったという市町村でも、こういった障がいをもった方を避難させるか決まっていないところもある。災害時に障がい特性に合わせ、どのような対応を取るかをもっと綿密に考えていく必要がある。県からも市町村に指導してほしい。

(事務局)

- ・個別避難計画の作成は防災危機管理課が進めているが、県全体で見ると要支援者名簿に掲載されている人の計画作成率は16.8%、全国が14%という状況となっている。人工呼吸器を使用している方など優先順位の高い方から計画が作られている段階だが、未作成の場合には、何が支障になっているか市町村からの相談を受けながら防災部局と一緒に進めていきたい。
- ・福祉避難所は1か所作ればいいというものではない。障がい特性を理解したうえでの避難場所をあらかじめ確認しておく必要がある。防災危機管理課とも共有し、市町村の現場の声を聞きながら、より良い形を探っていきたい。

○ 福祉における人材育成・人材確保について

(委 員)

- ・人材確保に繋がる人材育成や虐待防止等について、事業所ごとの努力のみでは追いつかない社会情勢になってきている。県の施策の中で、一步踏み込んだ研修や人材育成のあり方を構築していただきたい。
- ・山形県の最低賃金が1,032円に上がることとなったが、福祉の現場は他業種と比較して賃金が低いため、対応するのが厳しい状況。例えば報酬をスライド制にしていくなど、現場の質の維持、虐待防止等のためにも、国へ要望を伝えてほしい。

(事務局)

- ・福祉関連施設では人材確保が非常に難しいなかで、例えば処遇加算の取り方の勉強会等を実施するなど、知恵を絞って人材確保に取り組んでいかなければならないと考えている。

○ グループホームの職員配置について

(委 員)

- ・グループホームについて、人員基準を満たしていても、利用者一人ひとりに丁寧に支援をするには難しいところがあるので、より多くの職員が配置できるようにしていただきたい。

(事務局)

- ・困っていることがあれば個別に相談いただきたい。また、生活環境が良くないということであれば、その声を伝えていかなければならないと考えている。

○ 小児期から成人期への移行支援について

(委 員)

- ・長期で小児科にかかっている児童が成人になったときに、途切れることなく適切な医療に繋げる役割を担う機関の必要性が高まっているが、山形県での移行期支援の医療コーディネーターの育成や普及に関して、どのように取り組んでいるか教えてほしい。

(事務局)

- ・県の直近の取り組みとしては、在宅の医療的ケア児に対して、小児科の主治医が在宅医の診療訪問に同行して疾病の特徴や手技等を伝達し、在宅医に患者を引き継いでもらうという事業を実施している。また、こども医療療育センターでは、個別に対応していたっている。
- ・国が求める移行期医療支援センターを設置しているのは、全国でも12都道府県。医療資源がないところでうまく調整するのは非常に難しく、大きな課題だと認識している。

○ 精神障がい者の地域生活支援について

(委 員)

- ・精神障がいを持つ方のご家族へのアンケート結果では、一番心配しているのは、親亡き後のこと。長期入院者はおそらく社会的入院の方が多くを占めているため、グループホームの増設等で対応するしかない。
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、長い時間がかかっても実現してほしい。

(事務局)

- ・精神障がいの方の親亡き後、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターで支援していくという理念で動いてはいるがなかなか難しいところもある。
- ・グループホームについては、施設整備補助の中で優先順位を高くしているものの、障がいの重い方が最後まで残ってしまうということが課題となっている。何とか解決できるように取り組んでいきたい。

○ 地域での人材育成について

(委員)

- ・地域移行を進めていくとなると、重要になるのは地域の受け皿となる。実際、強度行動障がいをお持ちの方が、支援を受けられないといった声も聞こえてくる。一義的には、事業所が支援の質を向上していくことが必要ではあるが、事業所に対してコンサルテーションできる人材をどのように配置していくかを検討してもらいたい。
- ・国で制度設計を進めている中核的人材の養成や広域的人材の配置について、県でもビジョンを策定していただく時期に来ていると思う。
- ・本来のコンサルの機能は発達障がい者支援センターが担うべきと考えているが、実際の県の発達障がい者支援センターは、相談で手一杯で事業所へのコンサルの機能が果たされていない。他県では民間法人に発達障がい者支援センターを委託して、強度行動障がいの方への支援の実績のある法人がコンサルの機能を果たしているという事例もある。コンサル機能の委託も含め、発達障がい者支援センターの機能強化を検討してほしい。

(事務局)

- ・県の自立支援協議会では人材育成ビジョンを作っているが、いかにして中核的な人材、広域的な人材を育成していくかということは考えていきたい。
- ・発達障がい者支援センターのコンサル機能については機能してないとのお話もあるので、他県の好事例を参考にしながら検討していきたい。

以上で、協議終了。

8 閉 会